

## 第6章 防火管理及び防災管理並びに避難管理

### 第56条 削除

※ 改正経過：追加〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成16年条例第33号〕、一部改正〔平成21年条例第67号〕、削除〔令和6年条例第42号〕

本条は、「防火管理教育担当者の選任等」として規定していたが、防火管理業務等の責任者である防火管理者及び防災管理者が、必要な知識を習得できる機会が制度上十分なものとなり、また、管理権原者に対する指導等を通じて防火管理業務等が適切に行われ得る現状においては、防火管理業務教育担当者制度等を設けておく必要がないと考えられたことから、令和6年に条例改正し、本条は「削除」となっている。